

尾張旭市と日本郵便株式会社との包括連携に関する協定書

尾張旭市（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社尾張旭市内郵便局（別表のとおり。以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、地域課題の解決に向けた取組を推進するため、以下のとおり包括連携に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携することで、地域における様々な課題に迅速かつ適切に対応し、地域住民のサービス向上及び地域の活性化を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、業務に支障のない範囲で連携して取り組むものとする。

- (1) 尾張旭市の魅力等の情報発信に関すること。
- (2) 地域経済の活性化に関すること。
- (3) 安全・安心な暮らしの実現に関すること。
- (4) 未来を担う子どもの育成に関すること。
- (5) 地域の活性化及び市民サービスの向上に関すること。
- (6) その他、前条の目的を達成するために必要な取組に関する事。

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項の具体的な連携内容について協議を行い、効果的に実施するものとする。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく連携に当たり、知り得た他の当事者の秘密を、当該他の当事者の事前の書面による承諾を得ることなく第三者に開示又は漏えいしてはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

（免責）

第4条 甲及び乙は、連携事項について協力をした場合及び協力しなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

（協定の変更）

第5条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うことができる。なお、当該変更は甲及び乙が署名又は記名押印した書面をもって行うものとする。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、締結日から3年間で、令和6年12月2日までとする。ただし、期間満了日の1か月前までに甲及び乙で協議が整った場合は、さらに3年間更新ができるものとし、その後も同様とする。

（協定の解約）

第7条 本協定を継続できない事情が発生したときは、甲及び乙で協議の上、本協定を解約することができる。

（協議）

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、その都度甲及び乙で協議して定めるものとする。

本協定締結の証として本書を2通作成し、甲及び乙が署名又は記名押印の上、それぞれその1通を保有する。

令和3年12月3日

甲 尾張旭市東大道町原田2600番地1
尾張旭市

代表者 尾張旭市長

森 和実

乙 愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番1号
日本郵便株式会社

執行役員 東海支社長

中井克紀

（別表 郵便局一覧）

尾張旭郵便局	尾張旭庄中郵便局	尾張旭本地ヶ原郵便局
尾張旭三郷郵便局	尾張旭印場郵便局	